

[事案 2022-139] 契約内容遡及変更請求

・令和5年3月13日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約時に遡って保障内容を拡大することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年9月に乗合代理店を通じて契約した終身医療保険について、契約当初から保障内容を拡大することを考えていたが、募集人から「今後変えていったらよい」と言われたものの、保障内容を拡大することはできない等の具体的な説明はなかった。しかし、実際は保障内容の拡大ができなかったことから、契約時に遡って保障内容を拡大してほしい。

<保険会社の主張>

本契約は、契約締結後に、保障金額の増額および特約の中途付加等の変更をすることができない商品であり、募集人の説明不足も認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。